

薬局に標示・掲示が必要なもの

標示または掲示内容	薬局内	薬局外	根拠法令、通知など
薬局開設の許可書	○		・ 医薬品医療機器等法施行規則（第3条）
薬局の管理及び運営に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可の区分の別 ・ 薬局開設者の氏名又は名称その他の薬局開設の許可証の記載事項 ・ 薬局の管理者の氏名 ・ 当該薬局に勤務する薬剤師または登録販売者の別、その氏名及び担当業務 ・ 取扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分 ・ 当該薬局に勤務する者の名札などによる区別に関する説 ・ 営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入または譲受の申し込みを受理する時 ・ 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先 	○		
要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 要指導医薬品及び第1類～第3類医薬品の定義及びこれらに関する解説 ・ 要指導医薬品及び第1類～第3類医薬品の表示に関する解説 ・ 要指導医薬品及び第1類～第3類医薬品の情報の提供及び指導に関する解説 ・ 指定第2類医薬品の陳列などに関する解説 指定第2類医薬品の禁忌を確認することおよび指定第2類医薬品の使用について薬剤師または登録販売者に相談することを勧める旨 <ul style="list-style-type: none"> ・ 要指導医薬品及び一般用医薬品の陳列に関する解説 ・ 医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解 ・ 個人情報の適切な取り扱いを確保するための措置 ・ その他必要な事項 	○		・ 医薬品医療機器等法施行規則（第15条の15）
保険薬局である旨		○	・ 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（第7条）
調剤報酬点数表の一覧など	○		・ 調剤報酬点数表通則

薬剤服用歴管理指導料に関する事項	○		
調剤報酬点数表に基づき地方厚生(支)局長に届け出た事項に関する事項 (厚生労働大臣が定める施設基準)			
調剤基本料(1～3)	○		
調剤基本料1の特例除外(医療資源の少ない地域)	○		
特別調剤基本料	○		
調剤基本料の特例減算(妥結率)	○		
地域支援体制加算 (具体的事項)	○	○	
・24時間調剤などに対応する体制(電話番号)		○	
・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨	○	○	
・健康相談または健康教室を行っている旨	○	○	
後発医薬品調剤体制加算1・2・3 (具体的事項)	○		
・後発医薬品調剤の積極的な対応	○	○	
・当該加算を算定している旨	○		
無菌調剤体制加算	○		
在宅患者調剤加算	○		
かかりつけ薬剤師指導料、かかりつけ薬剤師包括管理料 (その他)	○		
在宅患者訪問薬剤管理指導	○		
明細書の無償交付に関する事項	○		
開局時間	○	○	・調剤報酬点数表(時間外加算等、夜間・休日等加算)
夜間・休日等加算の対象となる日、受付時間帯	○		
取り扱い可能な公費負担医療 労災指定薬局の標札	○		・各種公費負担医療根拠法 ・労働者災害補償保険法施行規則(第11条第3項)
患者の希望に基づくサービスの内容、料金 ・患者の希望に基づく内服薬の一包化 ・患者の希望に基づく甘味剤等の添加 ・患者の希望に基づく服薬カレンダーの提供 療養の給付と直接関係ないサービス等の内容、料金 ・在宅患者訪問薬剤管理指導に係る交通費 ・薬剤の容器代(原則は患者への貸与) ・禁煙補助剤の調剤 (治療中の疾病・負傷に対する者以外) ・患家への調剤した医薬品の持参料 ・通訳料	○		・「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について(第7)(平18.3.13保医発第0212002号) ・療養の給付と直接関係ないサービス等の取り扱いについて(平17.9.1保医発第0901002号)
個人情報の利用目的	○		・個人情報保護法

